

議会用語集

議会では、普段あまり使わないような言葉がたくさんあります。その中のいくつかを説明します。

議会用語	説明
定例会 (ていれいかい)	年4回(通常は毎年おおむね3月、6月、9月、12月)開かれる会議をいいます。
臨時会 (りんじかい)	定例会以外に必要な場合、臨時に開かれる会議をいいます。
招集告示 (しょうしゅうこくじ)	議会の招集権は原則として市長にあります。 市長は、議会を開くために「招集告示」を議会開会の7日前までに行います。
開会 (かいかい)	議長の開会宣告により、議会の活動が開始されます。
休会 (きゅうかい)	議会が会期中に一時、活動を休止することをいいます。
閉会 (へいかい)	議会の活動能力が終了することをいいます。
会期 (かいき)	議会の開会から閉会までの活動できる一定の期間をいいます。
開議 (かいき)	その日の会議を開くことをいいます。
散会 (さんかい)	その日の会議を閉じることをいいます。
議事日程 (ぎじについでい)	議会のその日の会議を進めるための順序表のことをいいます。
議席 (ぎせき)	本会議で議員が着席する場所を指します。
議案 (ぎあん)	議会の議決を得るために出された案件のことをいいます。
議案の撤回 (ぎあんのてっかい)	提出された議案を取り戻し、当初から提出しなかったことと同様の状態にすることをいいます。
議案の修正 (ぎあんのしゅうせい)	市長または議員もしくは委員会が提出した議案の内容を削除、減額、追加などにより変更することをいいます。
一般質問 (いっぱんしつもん)	議員が、特定の議案とは関係なく市が処理する事務について、市長側から現在の状況やこれからの考えについて聞くことをいい、定例会でのみ行われます。
質疑 (しつぎ)	会議で議題となっている議案について、不明確な点や疑問がある場合に、提案者から説明や意見を聞くことをいいます。
採決 (さいけつ)	議長(委員長)が、各議員(委員)の可否の意思表示を求めることをいいます。

裁決 (さいけつ)	出席議員(委員)の過半数で決する議案等について、可否同数の場合に、議長(委員長)が可否を決定することをいいます。
議決 (ぎけつ)	採決または裁決によって得られた議会の意思決定(可決、否決など)をいいます。
継続審査 (けいぞくしんさ)	議会の会議に付議された議案等が、当該会期中に審議が終了せず、特に会議で議決して付託を受けた委員会が閉会中に引き続き審査を行うことをいいます。
審議未了 (しんぎみりょう)	議会の会議に付議された議案等が、当該会期中に審議が終了せず、会期を終えるに至ったことをいいます。審議未了となったものについては、廃案となります。
意見書 (いけんしょ)	議会の権限の一つに意見書の提出権があり、「～してほしい」「～したほうがよい」というような意見を国や県などに対し、提出することができます。
決議 (けつぎ)	議会の意思を表明するために行われるものです。
附帯決議 (ふたいけつぎ)	議会または委員会において議案等の議決に当たって、その議案等について付随的に付けられる意見または要望の決議のことをいいます。通常の決議と異なり、対象となる議案等が可決されない場合は提出できません。